

下水道排水設備工事責任技術者の兼務について

<概要>

下水道法第 25 条に基づき、下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例の改正に伴い、枚方市下水道条例の一部を改正しました。

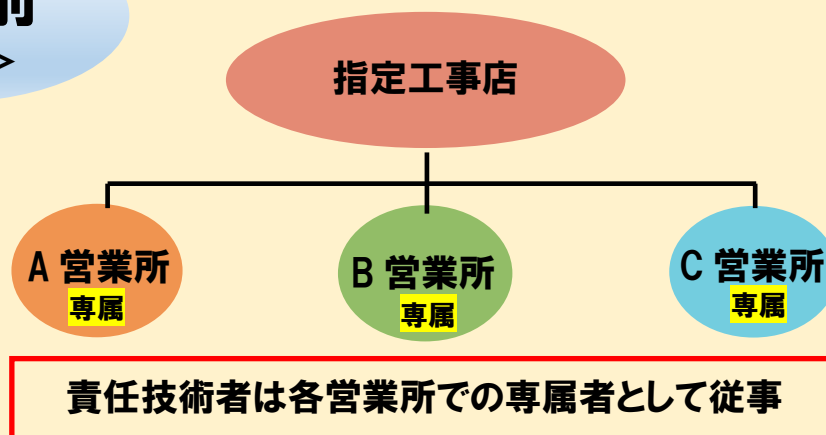
(施行日：令和 7 年 4 月 1 日)

これまで、排水設備工事責任技術者は、排水設備指定工事店の営業所ごとに**専属**となっていました。今回の改正により、同一指定工事店の複数営業所での**兼任が可能**になりました。

専属から選任への変更（イメージ図）

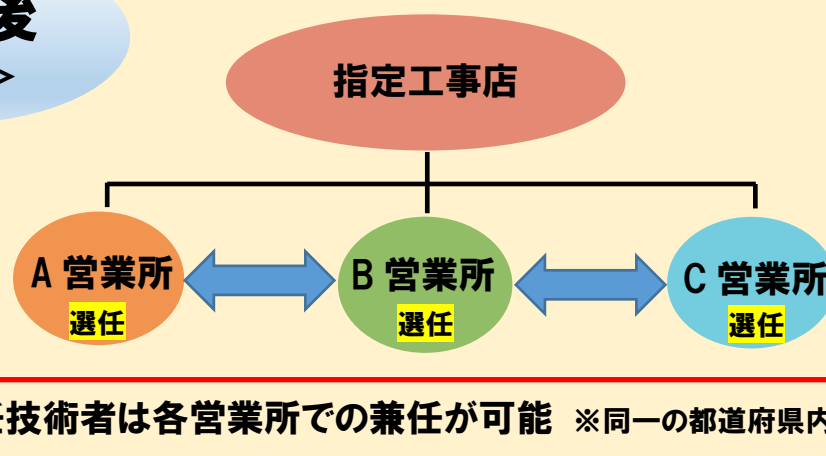
変更前

<専属>



変更後

<選任>



枚方市上下水道局

マスコットキャラクター アクリン

Q&A を裏面に記載しています。
ご不明な点等は、右記までお問い合わせください。

枚方市上下水道局

上下水道部 上下水道総務課

〒573-1030 枚方市中宮北町 2 0 番 3 号

TEL 072-848-4196

FAX 072-848-8255

e-mail suisou@city.hirakata.osaka.jp

下水道排水設備工事責任技術者の取り扱いについてお答えします ＜Q&A＞



Q：なぜ、枚方市下水道条例第11条第1項第2号における「専属」を「選任」に改正するのですか？



A：国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」により、標準下水道条例が改正され、排水設備工事責任技術者を営業所ごとの「専属」から「選任」に見直すといった規制緩和が図られたことから、枚方市においても枚方市下水道条例の一部を改正し、下水道排水設備指定工事店の指定の要件の緩和を図ることになりました。

＜参考＞改正後の枚方市下水道条例抜粋

(指定工事店の指定等)

第11条 指定工事店は、次の各号に掲げる要件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき管理者が指定する。

(1) 〔略〕

(2) 営業所ごとに排水設備工事責任技術者（排水設備の新設等の工事を適正に管理するために必要な資格として管理者が別に定める資格を有する者をいう。）を選任していること。

(3)・(4) 〔略〕

2～5 〔略〕

Q：「専属」から「選任」に見直された場合の具体例を教えてください。



A：例えば、一つの会社〇〇㈱に枚方支店、寝屋川支店、大東支店の営業所がある場合、これまで、それぞれの営業所に専属の排水設備工事責任技術者を置かなければなりませんでした。が、「専属」から「選任」に見直されたことにより、責任技術者は、枚方支店、寝屋川支店、大東支店のそれぞれの営業所での兼任が可能になります。

Q：「専属」から「選任」に見直されるのは、いつからですか？

枚方市下水道条例の一部改正に伴う施行日を教えてください。



A：令和7年（2025年）4月1日から施行されます。

Q：排水設備工事責任技術者を複数の営業所で兼務させたい場合、手続きはどうしたらいいですか？



A：指定の新規・更新の手続き時に、「選任責任技術者名簿」及び「兼務状況報告書」の提出をお願いします。また、兼務状況に変更があった際にも、「選任責任技術者名簿」及び「兼務状況報告書」の提出をお願いします。

枚方市上下水道局
上下水道部 上下水道総務課
〒573-1030 枚方市中宮北町20番3号
TEL 072-848-4196 FAX 072-848-8255
e-mail suisou@city.hirakata.osaka.jp